

## 文京区基本構想推進区民協議会公募区民委員募集要綱

22文企企第64号平成22年6月4日区長決定

24文企企第50号平成24年5月18日部長決定

27文企企第361号平成27年12月11日区長決定

2019文企企第408号令和2年3月26日部長決定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、文京区基本構想推進区民協議会設置要綱（22文企企第63号）第3条第2項の規定に基づき、公募区民の委員（以下「公募区民委員」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (募集方法)

第2条 公募区民委員の募集は、次の方法により行う。

- (1) 住民基本台帳から、次条第1項第1号に規定する要件に該当する者を無作為に抽出し、当該者に対し、文京区基本構想推進区民協議会への参加について案内を郵送する。
- (2) 区報等に掲載する。

2 前項第1号の規定により抽出する者の数は、500人程度とする。

### (応募資格)

第3条 公募区民委員に応募することができる者は、文京区基本構想の推進に関心があり、かつ、次の各号に掲げる募集方法の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する者とする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する方法による募集  
区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者であって、かつ、別に定める日（以下「基準日」という。）において満18歳以上である者
- (2) 前条第1項第2号に規定する方法による募集  
区内に住所を有し、勤務し、又は在学する者であって、かつ、基準日において満18歳以上である者

2 前項の規定にかかわらず、次の者は、応募することができない。

- (1) 文京区議会議員
- (2) 文京区職員
- (3) 基準日において2以上の区の附属機関等の委員である者

### (応募方法)

第4条 公募区民委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、文京区基本構想推進区民協議会公募区民委員申込書（別記様式。以下「申込書」という。）により申し込むものとする。

### (選考)

第5条 区長は、前条の規定により申し込んだ応募者について、申込書及び面接による選考を行い、公募区民委員を決定する。

2 選考の結果は、選考を受けた者本人に通知する。

### (庶務)

第6条 公募区民委員の募集に関する庶務は、企画政策部企画課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

文京区基本構想推進区民協議会公募区民委員申込書

文京区長 殿

私は、以下のとおり文京区基本構想推進区民協議会の公募区民委員に応募します。

申込日 年 月 日

ふりがな	
氏名	
住所	〒 _____
連絡先電話番号	【日中連絡が取れるところをお願いします。】 ( )
種別	1 在住                      2 在勤                      3 在学
勤務先又は学校名	【在勤・在学の方のみ御記入ください。】
職業	【記入は任意です。】
生年月日	年 月 日
経歴	【これまでの地域活動の経歴（他の審議会・協議会等での委員歴等を含む）について御記入ください。（記入は任意です。）】

※ 裏面に続きます。

